

神戸市市民福祉調査委員会 介護保険専門分科会

2026 年度 第 1 回 企画・調査部会

日時：2026 年 9 月 8 日（火）15：00～16：30

場所：神戸市役所 1 号館 24 階 1243 会議室

出席者：大和委員、澤田委員、久次米委員、榎本委員、辰己委員

I 開会

II 定足数の確認

III 副局長あいさつ

IV 議題

【審議事項】

第 10 期介護保険事業計画素案

○委員

計画全体として非常に充実した内容になっていると感じている。神戸市の介護保険の利用状況を見ると、要支援認定を受けている方が他の地域と比べて多い印象を持っている。そうした中で、介護予防については、介護保険法においても努力義務として規定されており、国民が自ら健康に関する責任を自覚し、要介護状態にならないよう努めることが求められている。フレイルという観点から見ても、なかなか区切りにくい部分はあるが、市民に対する周知啓発、すなわちフレイルや要介護状態にならないよう努めることの重要性について、もう少し強調してもよいのではないか。

○事務局

ご意見があったとおり、介護保険法では、国民が自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生じる心身の変化を自覚し、常に健康の保持増進に努めるべきことが規定されているが、なかなか市民の皆様には伝わっていない部分もある。自立した生活を営むことは国民の権利であると同時に、介護予防にしっかりと取り組むことも求められていることから、そうした点も発信しながら、介護予防に努めていただけるような取組を進めていく必要があると認識している。いただいたご意見については、改めて確認のうえ検討する。

○委員

全体的に非常によくまとまった内容になっていると思う。一方で、これをどのように実現していくのかを考えると、様々な課題もあると感じており、神戸市福祉局の今後の取組に期待している。例えば、地域ケア会議の開催については、十分に開催できている状況ではなく、開催回数も増えていない印象がある。計画ではあんしんすこやかセンターの機能強化が掲げられているが、人材確保の難しさや業務範囲の広さなどもあり、容易ではない面もあると考えている。そうした中で、関係者のみんなが力を合わせていく必要があるところが問題点として出てきていると受け止めている。地域の中で高齢者が活躍できる場をどのように設けていくのかという点については非常に重要だと感じているが、具体的に何を行うのかとなると難しい部分もある。そのような意味でも、本計画は重要な視点を盛り込んでいると感じている。

認知症施策については、介護保険サービス利用者のうち半数程度が認知症の診断を受けている、あるいは認知機能の低下が見られるとの報告もあり、認知症対策は介護保険制度の中核的な課題であると考えている。神戸市の認知症神戸モデルについても、市民の理解が進んでいる制度であり、今後も重要な取組として推進していく必要があると感じている。

さらに、各区の医療介護サポートセンターについても計画の中で言及されており、医療と介護の連携を進めていく上で重要な役割を担うものと認識している。一方で、現場だけでは対応が難しい部分もあることから、神戸市としてどのような支援を行っていくのか、また医療側がどのように関わっていくのかを含め、医療介護連携の基盤づくりについて今後検討を進めていきたい。

全体として、現時点で必要な内容が盛り込まれた計画になっていると評価しており、その実現に向けた取組をお願いしたい。

○事務局

本市としては、本計画に基づき、具体的な取組の推進に努めてまいりたい。委員の皆様には、引き続き本部会を通じて進捗状況等についてご意見をいただきたい。

○委員

介護予防・フレイル予防について、生活支援訪問サービスが 343 事業所と多くのところで利用されているが、担い手の方も減っていくという話が同時にある。市として、担い手の育成に

どの程度力を入れているのか。

また、ひきこもりサポーターについて、8050 問題への対応としてこういった人員を育成されるのは大事だが、実際にどういう方がこのサポーターになっており、どう活躍していかれるのか。ご家族の方にとっても大事な役割だとは思いますが、家庭内の非常に複雑な問題を知られることが不安ということもあると思うし、専門的な方が担われているのか、あるいはボランティア的な方が中心なのか、実態が分かりにくかったので、もう少しそこが見えるような形になるといいのではないかと思った。

○事務局

生活支援訪問サービスについて、専門職でなくても生活支援を担える従事者を養成していき、サービス体制を確保していこうという事業であり、2017 年から 2026 年 7 月までに養成講座を 44 回実施しており、研修を修了された方が 1,562 名という状況である。年間 1 回、定員 50 名としていたところ、年間 5 回、定員を 60 名に増やすことで、年間 300 名の養成をしているところである。

なお、研修を受けていただく方は増えているが、実際に就労につながった方は多い状況ではないと認識をしている。研修修了者が実際の就労に結びつくというところも非常に重要であるため、研修の中で、求人を実施している事業者との交流会を実施するほか、交流会に来られない事業者の求人情報や就労体制などを冊子にまとめて研修受講者に配布している。

また、就労後における業務内容や職場環境に関するイメージとのミスマッチを防ぐため、実際の介護現場を体験・見学したいというニーズも寄せられており、事業者の協力のもと、体験や見学の受入れの可否に関する情報を集約し、受講生へ提供できるよう、新たに情報を掲載しているほか、研修の中で実際の就労場面をイメージしていただけるような動画を活用している。研修修了者の声を伺うとともに、受入れ事業者の声も聞きながら、より効果的な取組となるよう進めていく。

○事務局

ひきこもりサポーターについて、市民向けのオンライン講演会を実施しており、今年度では 9 月 1 日から 11 月 30 日にかけて 3 ヶ月間配信している。オンライン講演会では、ひきこもりとはどういうものを説明するとともに、実際にひきこもりを経験された方のお話をオンラインでお聞きいただける内容となっている。その上で、ひきこもりサポーターに興味を持たれた方には、サポーター養成講座を集合形式で開催しており、サポーター養成講座を受講後、ひきこ

もりサポーターとして活動いただいている。受講者数は、2023 年度で 18 名、2024 年度で 28 名、2025 年度で 12 名となっており、受講された方の中で登録された方については、2023 年度で 13 名、2024 年度で 16 名、2025 年度で 7 名となっている。サポーターとして登録されている方の累計は現在 166 名である。

ひきこもりサポーターには様々な活動をしていただいております、例えば、しあわせの村で実施している農作業体験では、サポーターにも参加いただき、当事者と一緒に作業を行うなどの活動をしていただいているほか、家族教室や家族の居場所といった活動のお手伝いしていただいている。

○委員

23 ページのひきこもりサポーターの記載について、「早期発見」などの文言から、より積極的な支援や介入を行う役割を想像していたが、先ほど伺った活動内容との間に少しギャップを感じた。実際の活動内容が伝わりやすくなるよう、記載内容を工夫されてはどうかと思う。

○事務局

再度ひきこもりサポーターの活動内容を精査し、計画案に反映させていく。

○委員

第 2 章第 1 節のあんしんすこやかセンターの機能強化について、第 2 部では地域包括ケアシステムについても記載されており、その中核を担う機関として、あんしんすこやかセンターに求められる役割や業務の幅が広がっているという印象を、現場にいる立場からも感じている。そのような中で、22 ページには業務効率化について記載されているが、この取組がどのように進められているのか、お伺いしたい。

第 2 章第 3 節の権利擁護について、冒頭でも社会福祉法改正に関するお話があったが、今後、日常生活自立支援事業等の仕組みが変化していくものと認識している。そうした制度改正を見据え、神戸市としてどのような認識を持っているのかお聞きしたい。また、市民後見人については、神戸市はこれまで積極的に養成を進めてきたと認識している。一方で、養成された方々が実際に活躍できる場をどのように確保していくのかという点も重要ではないかと感じている。市民後見人のさらなる活躍に向けて、どのような取組を進めていくのかお聞きしたい。

○事務局

あんしんすこやかセンターにおける業務効率化については、日々の業務の中で、記録作成や

報告などの事務作業に一定の時間を要している状況がある。こうした中、本市では kintone を導入しており、例えば区役所との連携においては、電話やメールによる個別のやり取りや複数のツールを確認する手間を軽減するとともに、必要な情報の共有や報告をアプリ上で一元的に行えるよう業務の効率化を進めている。また、地域ケア会議について、地域との調整や関係者への働きかけなど、開催に向けた事前準備は重要である一方で、それに伴う事務作業については簡素化を図り、より開催しやすい環境を整えていく必要があると考えている。あんしんすこやかセンター職員の方々からご意見を伺いながら、事務手続や運営方法の見直しを進めるなど、開催に係る負担軽減に取り組んでいるところである。

○事務局

日常生活自立支援事業については、社会福祉法改正の詳細は今後示される予定であるが、今回の改正により、支援対象は従来の判断能力が不十分な方だけでなく、頼れる身寄りのない高齢者などにも広がることを見込まれている。そのため、こうした方々のニーズに対応できるよう、サービス利用援助も含め、どのような方にどのような支援が必要となるのかについて検討を進めていきたい。

市民後見人については、現在 110 名が登録しており、養成は毎年着実に進んでいる一方で、ご指摘のあった活躍の場については、後見人を引き受けられる一定の条件がある中、新たに後見人を引き受けているのは年間おおむね 10 件程度となっている。市民後見人の活動の場としては、市民相談会があり、各区で月 2 回程度、市民後見人が相談員となって成年後見制度の普及啓発や利用に関する相談対応を行っている。こうした活動の場も活用しながら、今後も新たなニーズや活躍の場について検討を進めていく。

○委員

施設整備目標について、第 9 期計画では合計 1,460 床としていたが、第 10 期計画では 620 床となっている。施設において空床が見られる状況を踏まえ、新規整備数を抑制した結果、この目標数を設定したという理解でよいのか。また、「新規整備においては、未整備の日常生活圏域での施設整備を優先し」と記載されているが、これは、施設整備が行われていない日常生活圏域において整備の必要性がある場合には、優先的に整備を進めるという認識でよいのか。

○事務局

第 10 期計画においては、施設の稼働率や入所状況に着目して検討を行っており、これまで計

画的に施設整備を進めてきた結果、一部では空床も見受けられる状況であることから、基本的には既存施設の空床を有効活用することを前提として考えている。2040 年のピークにかけて不足する分については、必要な整備を行っていききたい。また、整備する場合においては、未整備の圏域を優先的に採択していく。

○委員

特定施設入居者生活介護については、現在の住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅からの転換に関するものか。

○事務局

当該記載は主に有料老人ホームを念頭に置いたものであり、有料老人ホームには住宅型と介護付があるが、整備計画の対象となるのは介護付有料老人ホームである。一方で、住宅型有料老人ホームの整備が進んでおり、調査の結果、約2割の空床があることが分かっている。また、住宅型有料老人ホームにも要介護 3 以上の方が相当数入居している実態が確認されている。こうした状況を踏まえ、住宅型有料老人ホームから介護付有料老人ホーム（特定施設）への転換を基本として考えている。

○委員

介護人材の確保については、極めて深刻な課題であると認識している。計画案では、「コウベ de カイゴ」による介護の魅力発信やイメージ向上について記載されているが、これまで継続的に取り組んできた中で、どの程度の効果があったのかお聞きしたい。また、外国人介護人材の受入れについても進められているが、特定技能には受入上限もあり、今後どれだけ受け入れることができるのか、数年後には、いわゆる介護難民の発生も危惧される中、神戸市として介護人材の確保にどのように取り組んでいくのか、具体的な考えをお聞きしたい。

住まいについて、高齢者にとって非常に重要な課題であると考えている。計画案にも身寄りのない高齢者への支援や住まいに関する記載があるが、神戸市居住支援協議会においては、「居住支援法人」が重要な役割を担っていると認識している。一方で、居住支援法人の実情を伺うと、運営が厳しく、「活動を継続するのが難しい」といった声もある。こうした法人がなければ、身寄りのない高齢者や外国人の方が住まいを探すことは非常に難しい状況になる。そのため、居住支援法人に対して市としてどのような支援を行っていくのか、具体的な方策を考えていく必要があるのではないか。

災害について、近年、自然災害が各地で発生しており、いつどこで災害が起こるか分からない状況となっている。そのような中、福祉避難所については、実際には避難が必要な方が福祉避難所まで移動することが難しいケースもあると聞いている。計画案では福祉避難所の機能強化について記載されているが、機能強化にとどまらず、どのような具体的な取組を考えているのかお聞きしたい。

○事務局

「コウベ de カイゴ」は 2020 年度から開始した取組であり、それ以前からも介護人材確保に向けた様々な施策を実施していたが、それらをパッケージ化し、「コウベ de カイゴ」の愛称のもと、行政と介護現場が一体となって取り組む事業として進めてきた。計画にも記載しているとおり、「①新たな介護人材の確保」「②介護人材の育成・定着」「③就業環境の向上」の3つを柱として位置付け、施策の目的を明確にしながら取組を進めてきた一方で、介護人材の不足は依然として大きな課題であり、2040 年には全国で 57 万人不足するとの推計も示されていることから、引き続き様々な取組を進めていく必要がある。

外国人介護人材については、外国人材の活用が進んでおり、施設によっては職員の 2 割から 3 割を外国人が占めるケースも見られる。一方で、特定技能については国が受入上限を定めており、介護分野についても近い将来に上限へ達する可能性があることから、こうした状況も踏まえて人材確保策を考えていく必要がある。

これまで介護の仕事に携わっていなかった方や、興味はあるものの仕事として踏み込めていない方など、潜在的な担い手の活用も重要であることから、介護の仕事の魅力や現場の実態を発信し続けるとともに、スポットワークの活用なども含め、地域の人材をいかに活用していくかという視点を持ちながら、今後も行政として実施可能な施策を検討していく。

○事務局

居住支援法人については、県による指定制度となっているため、神戸市居住支援協議会としては、新たに指定を受けた法人に対して、まずヒアリングを実施している。運営の厳しさに関するお声について、市として直接的な経済的支援は行っておらず、主に国の補助金を活用した運営となっている。国の補助金については、自治体との連携が要件となっていることから、神戸市居住支援協議会として、勉強会等を開催し、法人同士の横のつながりや日頃から相談できる関係づくりを進めるなど、居住支援法人が補助金を活用しやすい環境づくりに取り組んでいる。

○事務局

災害については、福祉避難所がどのようなものかということが十分に浸透していないのではないかと考えている。災害には様々な種類があり、最近でも能登半島地震や関東における水害・浸水被害が発生しているが、災害の規模や種類によって避難の仕方は大きく異なる。42 ページの記載は、主に災害発生初期の対応を中心とした内容である。基幹福祉避難所については、特別養護老人ホームの施設連盟に属する施設を指定し、空きスペースを活用した一時的な避難場所としている。福祉避難所については、地域交流センター等の身近な施設の和室や空きスペースを活用して開設することとしているが、直接避難するのではなく、一次避難所である学校等の緊急避難場所で振り分けを行った上で利用する仕組みとなっている。福祉避難所の開設訓練等を平時から実施しておくことが重要であり、市民一人ひとりが災害時にどのように行動すべきかを日頃から意識しておくことも大切である。また、避難所については、地域により多く確保されることが望ましいことから、その点も含めて引き続き検討していきたい。

○部会長

本日、ご指摘、ご議論いただいたものを踏まえ、修正をする。修正後、10月21日の介護保険専門分科会に上程するということでよろしいか。

また、修正に関しては部会長にご一任いただくということで、よろしいか。

(委員承認)

V 閉会

○部会長

では、以上で2026年度第1回介護保険専門分科会企画調査部会を終了する。